

新型コロナウイルス関連情報（第100報）：米国でのワクチン接種（ブースター接種の対象拡大）

●ブースター接種について、CDCは新たに、ファイザーまたはモデルナの2回目接種から少なくとも6か月が経過した18歳以上の全ての者を、推奨する接種対象に加えると発表しました。

●このCDCの新たな推奨を受け、DC、MD州、VA州では、かかる対象者へのブースター接種が開始されました。

1. 11月19日、米疾病予防管理センター（CDC）は、ファイザー（Pfizer-BioNTech）またはモデルナ（Moderna）の2回目接種から少なくとも6か月が経過した18歳以上の全ての者を、推奨するブースター接種の対象に加えると発表しました。また、この発表に伴い、CDCはブースター接種に関する案内を更新しました。接種対象について、主な内容は以下のとおりです。

<最初にファイザー／モデルナを接種した人>

○ブースター接種すべき者

- ・50歳以上
- ・18歳以上の長期ケア施設入居者

○ブースター接種できる者

- ・18歳以上の全ての者

○接種のタイミング

- ・2回目接種から少なくとも6か月経過後

○ブースター接種すべきワクチン

- ・米国で承認されたワクチンのいずれも可（交差接種が可）

<最初にヤンセンを接種した人>

○ブースター接種すべき者

- ・18歳以上の全ての者

○接種のタイミング

- ・1回目接種から少なくとも2か月経過後

○ブースター接種すべきワクチン

- ・米国で承認されたワクチンのいずれも可（交差接種が可）

©CDC : COVID-19 Vaccine Booster Shots

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/booster-shot.html>

©CDC : プレスリリース

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s1119-booster-shots.html>

（注）2回接種型ワクチン（ファイザー、モデルナ）の2回目接種、または、1回接種型ワクチン（ヤンセン）の接種からそれぞれ2週間が経過している者は、米国において引き続きワクチン接種完了者（fully vaccinated）とみなされます。

（注）ヤンセン（Johnson & Johnson's Janssen）の接種者については、今年10月から18歳以上の全ての者が、CDCが推奨するブースター接種の対象となっています。

2. 当地でのブースター接種

CDCによる上記発表を受け、DC、MD州、VA州では、18歳以上の全ての者に対するファイザー及びモデルナのブースター接種が開始されました。

(1) 接種会場の選定

・CDCは、COVID-19 ワクチン接種機関の探し方として、以下の方法を案内しています（抜粋）。

- 「www.vaccines.gov」にアクセスして近所の接種会場（薬局、医療機関、保健局の接種会場）を確認
（注）このサイトからワクチン接種実施機関の予約サイトへ直接アクセスできます。なお、医療機関の一部など電話予約のみを受付けている場合もあります。
- 郵便番号を「438829」へテキスト、または、「1-800-232-0233」へ電話して、近所の接種会場を確認
- 薬局のホームページにアクセスし、接種予約が可能か確認
- 州保健局に問い合わせて、追加的な接種会場がないか確認

©CDC : How Do I Find a COVID-19 Vaccine?

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/How-Do-I-Get-a-COVID-19-Vaccine.html>

・DC、MD州、VA州保健局はそれぞれ、ホームページ上でブースター接種（含：接種予約）の案内を行っています。

○ワシントンDC

<https://coronavirus.dc.gov/page/get-vaccinated>

○メリーランド州

<https://covidlink.maryland.gov/content/vaccine/booster-shots/>

○バージニア州

<https://vaccinate.virginia.gov/>

(2) 注意事項

・現在、5歳以上の全ての米国居住者は、医療保険加入状況や滞在資格にかかわらず無料でCOVID-19 ワクチンを接種することができ、ワクチン接種実施機関が直接患者に対してワクチン接種のための支払いを求めることはないため、ワクチン接種のために金銭の支払いを求められた場合は詐欺を疑うこと。

©CDC : COVID-19 Vaccines Are Free to the Public

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/no-cost.html>

・これまでの接種記録が記載されたCDCカード（CDC COVID-19 Vaccination Record Card）を所持する場合は、ワクチン接種実施機関（薬局、医療機関等）がブースター接種の記録を記入できるよう、同カードを持参すること（身分証明書も持参）。米国内での接種時にCDCカードをもらっていない場合は、最初のワクチン（primary dose）を接種した実施機関または州の保健局にCDCカード取得について問い合わせ可。

（注）最初の接種を米国外で行いCDCカードを所持していない場合の対応に関し、例えばMD州やVA州保健局のホームページでは「ブースター接種や追加接種を受けるに当たりワクチン接種記録カードの提示は必須ではなく、自ら接種対象者であることを宣誓すれば、接種実施機関から接種を断られることはない」旨、案内しています。

一方、当館からブースター接種を実施する複数の当地薬局に問い合わせたところ、[1]CDCカードや米国外で発行されたワクチン接種記録／証明がなくとも、事前予約し身分証明書を持参すればブースター接種が可能であり、ブースター接種（のみ）について記入したCDCカードを新たに交付するとの回答が比較的多い中、一

部薬局からは、[2]CDC カードがない場合、その他ワクチン接種記録／証明（含：外国で発行されたもの）の提示が必須であるとの回答や[3]ブースター接種の記録は接種者が持参する接種記録カードに記入する（新たに CDC カードは交付しない）との回答もあり、現時点で現場での運用に相違がみられました。

つきましては、かかる状況にある方は、ご利用予定のブースター接種実施機関に必要な書類等をよく確認することをお勧めします。

◎CDC : CDC カードについて

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/vaccination-card.html>

（注）連邦政府や各州政府は、（接種対象に応じて）COVID-19 ワクチンを接種するよう呼びかけています（ただし、義務化はされていません）。ワクチン接種については、必要に応じて医療機関などにご相談の上、各自の責任においてご判断いただくこととなります。ワクチン接種の安全性や有効性については、CDC や各州保健局、また日本の厚生労働省等が詳細な情報を発信していますので、ご参照ください。

◎厚生労働省：新型コロナワクチンの有効性・安全性について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

※この領事メールは、DC・MD 州・VA 州の在留邦人、「たびレジ」登録者および当館メルマガ登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html